

食安輸発第0125001号
平成20年 1 月 2 5 日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号（最終改正：平成20年1月17日付け食安輸発第0117001号）にて通知したところですが、今般、検査所のモニタリング検査において、韓国産養殖活あかがいから下痢性貝毒を検出したことから、韓国産二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。）に対する検査命令の検査項目に下痢性貝毒を追加することとしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

なお、同通知の別表1を別添のとおり改めます。

<違反事例>

品 名：養殖活あかがい

生産国：韓国

輸入者：金剛物産 株式会社

届出数量及び重量：71カートン、710kg

検査結果：下痢性貝毒 0.1MU/g（規制値：0.05MU/g）

届 出 先：福岡検査所門司検査所支所

違反確定日：平成20年1月23日

措置状況：31カートンは消費済み、40カートンは保管中